

ID: 1004

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	新潟県風致地区条例 第2条第1項		
例規番号	昭和45年 新潟県条例第25号		
<p>【根拠条文】 (許可を要する行為) 第2条 風致地区(面積が10ヘクタール以上のもの(新潟市の区域内に存するものを除く。)に限る。以下同じ。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事(長岡市及び上越市にあつては、その長。第4条及び第5条第1項第5号を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転 (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。) (3) 木竹の伐採 (4) 土石の類の採取 (5) 水面の埋立て又は干拓 (6) 建築物等の色彩の変更 (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)のたい積</p>			
【基準】			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年3月30日	最終変更年月日	年 月 日